

川崎市内障害福祉サービス事業所
管理者 様

川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター
企画・連携推進課長

相談支援従事者現任研修について（通知）

日頃から本市保健福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、現在、今年度の開催分の受講者募集を行っているところですが、相談支援専門員の資格を更新するためには、定期的な研修受講が必要となっております。

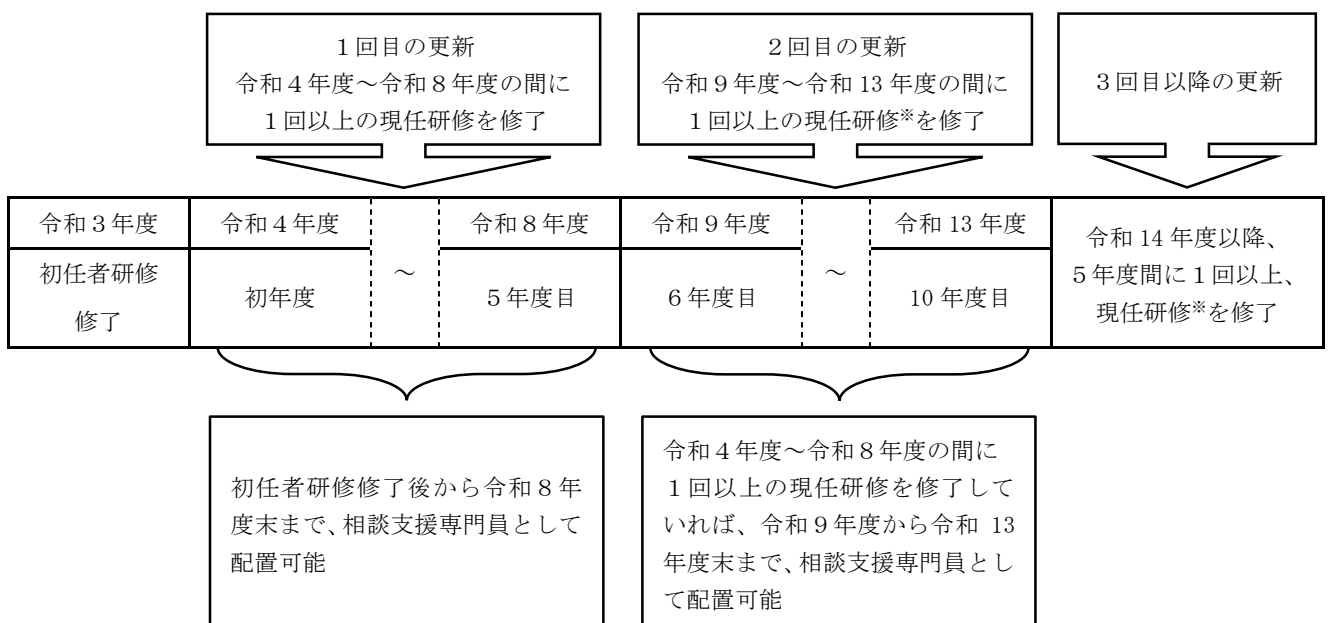
つきましては、研修受講の漏れがないよう、改めて、各事業所内におきまして、御確認いただきますようお願いいたします。

また、令和2年度以降、制度改正にともない、相談支援従事者現任研修の受講要件が設けられました。上記に併せて、受講要件の御確認もいただきますようお願いいたします。

1 相談支援専門員資格の更新について

相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年度間に1回以上、現任研修を修了する必要があります。また以後は5年度間に1回以上の現任研修の修了が必要です。

（参考）



※ 2回目以降の更新については、現任研修の修了の他、主任相談支援専門員養成研修（受講要件あり）の修了による更新も可能です。

2 相談支援従事者現任研修の受講要件について

令和2年度以降に初任者研修及び現任研修を受講された方について、制度改正にともない、次のとおり、受講要件が設けられました。

- ① 過去5年間に2年以上の相談支援※の実務経験があること。
 - ② 現に相談支援※業務に従事していること。
- 初回の現任研修受講時には①を、2回目以降の受講時には①又は②を満たす必要があります。

※ 相談支援業務とは、次の関係規定に基づく業務となります。

○指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの

二 ……相談支援従事者現任研修受講対象者(相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十九項に規定する相談支援の業務その他これらに準ずる業務(以下「相談支援等の業務」という。)に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。)に対して行う研修であって、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)……

四 令和二年四月一日前五年間において相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者……は、同日からこれらの研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間に初めて相談支援従事者現任研修を受講する場合において、相談支援従事者現任研修受講対象者に該当しない場合であっても、相談支援従事者現任研修受講対象者とみなす。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第五条 19 この法律において「相談支援」とは、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいい、「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいい、「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、「一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をいい、「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。

20 この法律において「基本相談支援」とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整(サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。)その他の主務省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

(法第五条第二十項に規定する主務省令で定める便宜)

第六条の十一 法第五条第二十項に規定する主務省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者(以下この条及び第六十五条の十において「介護者」という。)に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

(障害者支援担当 永野)

電話 200-3197